

先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び「屋外広告物等景観整備計画」の策定について、市民の皆様の御意見を募集します！

募集期間

令和元年10月29日(火)～令和元年11月29日(金)

皆様の貴重な御意見を
お待ちしております！



パブコメくん

意見募集の趣旨

京都市では、歴史都市・京都にふさわしい広告景観の創出を目的として「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づき、市内を21種類の規制区域に区分するとともに、伝統的建造物群保存地区、その他、特にまとまりのある景観特性を示している地域で地域特性に応じた規制が必要な場合、屋外広告物等特別規制地区として指定し、特別な広告物規制を行っています。

先斗町地区では、かねてから先斗町の景観の維持保全、再生に向けたまちづくり活動に取り組み、広告物においても先斗町まちづくり協議会が自主的に厳しい基準（「先斗町町式目」）を設け、地域の景観の向上に努められるとともに、町並みを守るための防災活動等のまちづくり活動を積極的に実施されています。また、現在施工中の先斗町通の無電柱化の事業により、電線類のないすっきりとした上空景観が将来的に形成されることから、当該地域によりふさわしい屋外広告物の規制が求められています。

このような中、京都市では、地域の方々が守り育ててこられた景観を守りつつ、先斗町地区にふさわしい広告景観を創出することを目的として、この度、同地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び「屋外広告物等景観整備計画」の策定の案を取りまとめました。

市民の皆様から、広く御意見を募集します。

先斗町屋外広告物等特別規制地区の指定範囲



- ✓ 「先斗町界わい景観整備地区」*と概ね同地区
- ✓ 北は龍馬通、南は四条通までの先斗町通の東西の地域
- ✓ 東は鴨川、西は先斗町通から20mまでの地域

* 地域色豊かな賑わいのある景観がまとまって形成されている地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地域として、平成27年4月に指定。



先斗町まちづくり協議会について

立誠自治連合会・立誠まちづくり委員会の下部組織で、先斗町の7つの町内会から構成され、平成24年6月、地域住民が主体となって景観づくりに取り組む団体として、京都市市街地景観整備条例に基づく「地域景観づくり協議会」の認定を受けられました。

町内会の自主ルールである「先斗町町式目」の制定や建物の新築や外観の変更、広告物の設置などの事業者との意見交換を始め、様々な取組を実施されています。

「先斗町町式目」による自主規制の取組結果（道路上空の突出看板の撤去）



平成24年3月

現在



先斗町屋外広告物等景観整備計画の基本方針

先斗町地区は現在、「歴史遺産型第2種地域」に指定されており、当該許可基準を基本に、以下の3つの観点、「先斗町町式目」及びそれに基づく地域の取組を加味します。

(1) 先斗町の景観特性(「先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画」より)



先斗町通の景観



品格と賑わいをあわせもつ景観



鴨川側の景観

界わい景観整備計画	方針
狭い先斗町通に接して伝統的建造物と多数の路地が存在する繊細なスケール感を特徴とした空間	伝統的建造物に調和し、狭い通りにおいて視認可能な控えめなもので、先斗町通の空間が十分確保できるものとする。
歴史的な町並みの中に多様な業種が加わり、統一感の中に個性がみられる独特の景観	花街の雰囲気尊重する一方、商業地区としての賑わいが感じられ、様々な業種の店舗が共存できる気品のあるものとする。
低層建築物が連なり、鴨川という広がりのある空間に調和した景観	連続性のある景観を保つため、広告物の掲出は必要最小限にする。

(2) 防災上の観点

狭い先斗町通と路地等から構成されている地域であるため、火災等の災害が発生した場合において、避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるようにする。

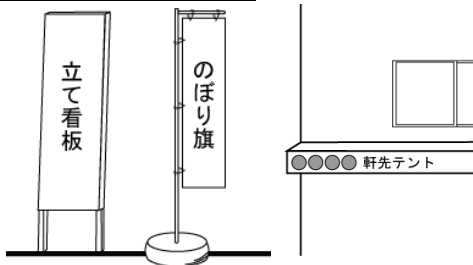
(3) 照明色

先斗町では、電球色を基調とした照明色が主流となっているため、屋外広告物の照明色についても、先斗町の夜間景観の維持向上が図れるものとする。

✓ 整備計画に定める主要な規制項目

表示を禁止する屋外広告物(1)

災害発生時の避難の障害となるほか、花街の雰囲気損なうため、立て看板、のぼり、軒先テント、幕等の設置を禁止します。



表示を禁止する屋外広告物(2)

花街の雰囲気と調和しないため、建築物等への直書き及び高さ基準を超える切り文字広告*の設置も禁止します。



地域特性に合わせた規制の緩和

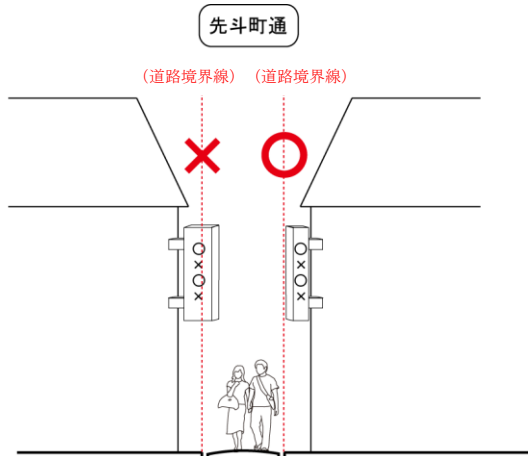
花街の地域特性、景観特性に配慮し、おどり・歌舞伎の公演に関するポスター、伝統的な意匠ののれん及び和風のちょうちん(面積が0.3㎡以下のもの)は許可不要とします。



※ 一般の規制地域では一定の要件を満たす「切り文字広告」については、高さ基準を超える場合であっても設置可能としています。

突出看板の規制

町式目に基づく地元の取組を引き継ぎ、防災の観点及び無電柱化で一新される上空景観が損なわれないようにするため、先斗町通の道路上空への突出を禁止します。また、低層の建築物が、瓦葺の勾配屋根と軒庇を連ねる景観を阻害することのないよう、鴨川側への突出も禁止します。



照明色の規制

先斗町の夜間景観の維持向上を図るため、広告物の照明色についても電球色を原則とします（「先斗町町式目」では、「白熱灯色のみ」と規定）。

先斗町通側



鴨川側

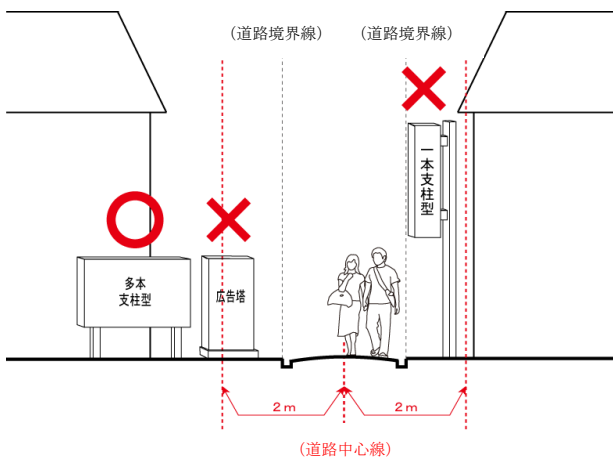
広告スタンドの掲出制限

広告スタンドは、雑然とした様子が景観悪化の主要な要因となるとともに、災害発生時の避難の障害になることから、大きさは1面当たり0.5㎡以内、1個当たり1㎡以内とし、照明装置の設置は公共用空地から容易に見えないよう配慮を求めます。



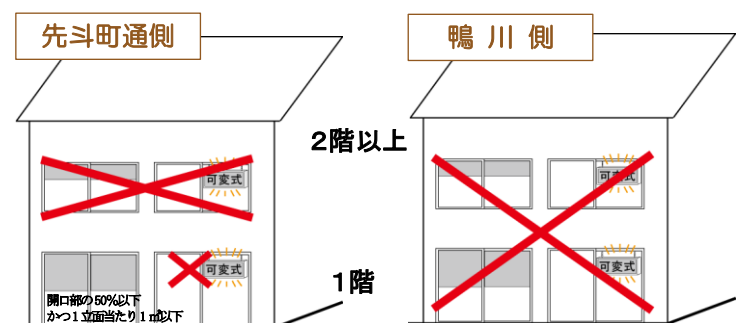
独立型屋外広告物の設置規制

避難、消火活動等の妨げにならないよう、また、無電柱化により一新される上空景観が損なわれないよう、一本支柱型、多本支柱型、広告塔は、先斗町通の中心線から2mの範囲内（建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲）には設置を禁止します。



特定屋内広告物の表示制限

間口が狭いなかで、特定屋内広告物を広範囲に掲出すると、花街の雰囲気損なうため、表示面積を建築物1立面当たり1㎡までとするとともに、デジタルサイネージのような可変式広告物の表示を禁止します。また、先斗町通側は2階以上、鴨川側においては全面的に表示を禁止します。





現行基準等との比較(主要なもの)

項目		現行基準 (歴史遺産型第2種地域)	変更案 (整備計画の概要)	〔参考〕 「先斗町町式目」
共通	先斗町通上空への突出	可能	禁止	禁止
	鴨川側への突出	可能	禁止	規定なし
	照明の色	白又は淡色	景観特性に調和していること (原則電球色とする)	白熱灯色
建築物等 定着型屋 外広告物	最上部の高さ	6 m	6m	規定なし
	面積	1 個当たり 5 m ² 以内 1 立面の総面積 5 m ² 以内 かつ表示率 10%以下	1個当たり 2 m ² 以内 1 立面の表示率 10%以下	1 店舗 2 m ²
	懸垂幕・横断幕	1 個 2 m ² 以内	禁止	禁止
	切り文字の高さ緩和	可能	禁止	規定なし
	建築物等への直書き	可能	禁止	規定なし
独立型屋 外広告物	一本支柱型・多本支柱 型・広告塔	設置場所の制限はなし	先斗町通の中心線から2mの 範囲内には設置禁止	規定なし
	広告スタンド	1 区画 5 m ² (独立型の総量) 高さ 1.5m以下 1 面当たり 1 m ² 以内	1 区画 5 m ² (独立型の総量) 高さ 1.0m 以下 1 面当たり 0.5 m ² 以内	高さ 1.5m 以下 1 面当たり 0.25 m ² 以内
簡易な屋 外広告物	立て看板・のぼり・軒先 テント	1 区画 5 m ² (独立型の総量)	禁止	立て看板, のぼり は設置禁止
	おどり・歌舞伎の公演 ポスター・のれん・ちょう うちん	総量 2 m ² 以上は許可要	許可不要(のれんは伝統的な 意匠, ちょうちんは和風(0.3 m ² 以下)のものに限る。)	規定なし
特定屋内 広告物	面積等	1階:開口部の50%以下 2階以上:開口部の30%以下	1階:1 立面 1 m ² 以内(開口部 の 50%以下) 2 階以上, 鴨川側:禁止	規定なし
	可変表示式であるもの	可能	禁止	規定なし

経過措置期間

現行基準での許可がある屋外広告物等については、景観整備計画施行後においても、一定の期間内に限り、現行許可基準での許可を有効とする経過措置(最長7年間を想定)を設けます。

御意見の提出方法

御意見は、持参、郵送、FAX、電子メール又は以下の市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、このリーフレットの「御意見記入用紙」も御活用ください。

<電子メールアドレス>okugai@city.kyoto.lg.jp
<市民意見募集ホームページ>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000258409.html>

提出先及び問合せ先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市役所分庁舎2階

TEL: (075) 222-4137

FAX: (075) 251-2877



京都市はSDGsを支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!



発行:京都市都市計画局広告景観づくり推進室

令和元年10月発行 京都市印刷物第313136号

御意見記入用紙

先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び「屋外広告物等景観整備計画」の策定について、御意見をお寄せください。

※ 様式は自由です。他の用紙に御記入いただいても結構です。

(御意見記入欄) 意見募集期間：令和元年10月29日(火)～令和元年11月29日(金)【必着】

※ いただいた御意見をまとめる際の参考といたしますので、差し支えない範囲で御記入(○印)ください。

【性別】 1 男性 2 女性 3 ()

【年齢】 1 20歳未満 2 20代 3 30代 4 40代
 5 50代 6 60代 7 70歳以上

【お住まい等】 1 京都市在住(区) 2 京都市内に通勤・通学(市外在住) 3 その他

<御意見の取扱いについて>

- ① 個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- ② 御提出いただいた御意見の要旨と、それに対する京都市の見解等については、都市計画局広告景観づくり推進室のホームページで公表します。

なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできかねますので、あらかじめ御了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

